

10月号目次

- 9/6 審議会まとめ(あはき/柔整)
- 柔整 施術管理者研修スケジュール
- 鍼灸療養費 都道府県別支給状況
- 柔整 協会けんぽ 平成 30 年度報告
- 治療院でのキャッシュレス決済
- 今月のお歌 ● 旅の空から

十月初めの料金改正から間もなく一カ月です。そんな中、今回は、いつも以上に文字だらけの内容となりましたが、業界の動きを軽くでも把握していただいて、『いつの間にかこんなことに！』なんてことにならないようにしたいですね。

2019年9月6日開催 社会保障審議会まとめ 『あはき療養費に関する報告書の各項目の状況について』より

<対応中>

I 不正対策 3. 長期・頻回の施術

- ・ 保険者が**長期・頻回な施術**について償還払いに戻せる仕組みについて検討する。
→ 保険者等から報告された結果の集計中
令和元年度目途で収集結果を分析し、その後、償還払いに戻せる仕組みを検討

I 不正対策 4. 往療

- ・ 距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入を見据えて段階的に改定を行う。
→ 平成 30 年 6 月改定において、距離加算を引き下げ包括化、施術料の引き上げ原則令和 2 年改定までに距離加算の廃止や訪問施術制度を検討し結論を得る。

II 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

3. 保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み

- 令和元年度の地方厚生局における指導・監査の実施に併せて周知予定

6. 新たに施術管理者となる者に研修受講等の要件を課す

- 令和 2 年度中の実施を目指して検討、準備中

9. 地方厚生(支)局の人員体制の確保に努める。

- 平成 30 年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、**8 人の増員**が認められた。
- 平成 31 年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、**2 人の増員**が認められた。

<検討中>

I 不正対策 5. 療養費の審査体制

- ・ 請求の電子化、審査のシステム化、保険者を超えた審査など、効率的・効果的な審査について検討する。

II 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

- 7. 登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについては、施術管理者となる者への研修の実施状況等を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成 33 年度中に検討し、結論を得る。

既に受領委任の届出が済んでいる治療院向け

『施術管理者研修』『実務経験証明』が必要なケース

共通ケース

- 必要** 施術所を移転、かつ治療院名も同時に変更する場合
- 不要** 施術所の移転のみをする場合 **不要** 治療院名、電話番号のみ変更する場合
- 不要** 新しく勤務施術者を雇った場合 **不要** 開設者(個人/法人)のみ変更する場合

開設者(個人)＝施術管理者の場合

- 必要** 施術所を移転、かつ開設者を同時に変更する場合

開設者(個人)と施術管理者が異なるまたは法人開設の場合

- 必要** 施術所を移転、かつ開設者を同時に変更する場合
- 必要** 施術管理者を別の者に変更する場合

上記はあくまで厚生局への『施術管理者研修修了証』『実務経験証明書』の提出の有無に関するケースについて記載しております。いずれも別様式の変更届等提出が必要になりますので、ご注意ください。

施術管理者研修修了証とは

16 時間、2 日間以上の講義による研修

- ⇒ 施術管理者が、登録研修機関が実施する**研修**を受講したことを証明する書類です
交付者：登録研修機関 (柔整の場合:(財)柔道整復研修試験財団)

実務経験証明書とは

- ⇒ 施術管理者が、施術者として実務に従事していた期間を証明する書類です
交付者：過去従事していた施術所の開設者又は施術管理者
- 実務経験の期間 …あはき師の**資格取得後の期間**とし、当面 **1 年間**とする。



2019 年 9 月 6 日開催 社会保障審議会まとめ

『柔道整復療養費検討専門委員会の

議論の整理の各項目の状況について』より



2 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で H29 年度から実施を目指すもの

3. 支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

- 柔整審査会及び保険者において判断に迷って合議が必要となった事例等を収集するため令和元年 8 月 5 日に事務連絡を発出し、9 月末を目処に収集を予定。

7. 保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

施術・請求内容の確認のため、以下の取組を行う。

- (1) 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、一部負担金の算定の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付する。※現行どおり。患者から不要の申出があった場合にはこの限りではない
 - (2) 保険者等が、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる。 ※H29.10～現行どおり。
 - (3) さらに、施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する（既に(1)により明細書を交付している場合を除く。）などにより、患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成 31 年中の実施に向けて検討する。
- 患者による施術・請求内容の確認については、上記のほか、「施術毎に患者が施術内容を確認の上署名する方法」や、「施術内容が分かる領収書を発行する方法」なども考えられる。

3 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

12. 電子請求に係る「モデル事業」の実施

- ・ 一部保険者と、電子請求に係るモデル事業を実施すべく調整
 - ・ 具体的な事項を把握するため、一部の保険者、一部の施術者に対して実態調査を開始
 - ・ 今後、審査支払機関での統一的な審査などについても平成 30 年度から検討
- 実務的に整理が必要な項目が多く存在するため、実務者会合等で検討を行うこととしてはどうか

4 継続的に実施するもの

13. 地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

- ・ 平成 29 年度医療指導監視監査官の増員(全体で 8 人)
- ・ 平成 30 年度人員体制の強化として 8 人の増員
- ・ 平成 31 年度人員体制の強化として 2 人の増員

5 次期改定に向けて、調査を実施するもの

16. 柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

- 保険者に柔整療養費とあはき療養費を併給している支給申請書の支給日や傷病名の関係などを調査するなど、調査方法等について引き続き、保険者と調整する。

6 引き続き検討するもの

17. 支給申請書における負傷原因の記載を 1 部位目から記載すること

- 支給申請書における負傷原因の記載について、1 部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に 1 部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討することとされている。

○平成 29 年 10 月～ 柔整審査会の権限の強化や重点的な審査の実施

- ⇒ 柔整審査会の権限の強化について、柔整審査会における面接による確認の具体的な取扱いを平成 30 年 12 月に事務連絡を発出したところであり、その状況も踏まえながら引き続き検討する。

18. 問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

- ⇒ 柔整審査会において、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために、施術管理者等を面接によって確認する取組例を平成 30 年 12 月に事務連絡において示したところであり、その状況を確認しながら検討

柔道整復師 施術管理者研修スケジュール

10/25 時点で発表されている日程につきまして、申し込みが可能なのは来年の3/14～15の北海道開催を残すのみとなりました。追々今後のスケジュールが更新されるものと思われませんが、少なくとも、北海道での施術管理者研修はしばらくは追加されないものと予想されますので、施術管理者交代など、対象となる予定のある治療院は忘れずチェックしておいてください。(2 ページ目もご参照ください)

※申し込みが終了している日程については記載していません。

※**すぐに定員オーバーになってしまう状況が続いているようです**。事前に申し込み期間をご確認のうえ、開始時間直後に申込手続きを進められるご準備を！

●第54回 北海道 2020/3/14(土)～3/15(日) 定員 75名(&優先枠 75名)

【会場】 TKP ガーデンシティ札幌駅カンファレンスセンター

【一般枠 申込期間】 11/18(月) 12:00 ～ 11/29(金) 12:00

詳しい申込方法や注意事項など、柔道整復研修試験財団のHPにてご確認ください。

http://www.zaijusei.com/training_oparation_2019.html

○柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて
(令和元年 8 月 2 日付け厚生労働省 保険局医療課事務連絡)

1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて

(1) 特例関係通知による**研修修了証の写し又は届出書の提出期限までに提出がない場合**は、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、**受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止**する。(中略)。

(2) 特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、**当該提出期限までに研修の予約申込を完了し、研修を受講する旨の届出書及び研修受講の予約完了が確認できる書類を添付し提出した場合**は、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、届出書に記載する研修修了証の写しの**提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期**するものとする。(中略)。

(3) (略) 2 (略)

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

受領委任の登録・承諾年月日	研修修了証の写しの提出期限	届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
H30年4月1日 ～ H30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
H30年10月1日 ～ H31年3月31日	届出日 又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日 又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
H31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

厚生労働省『平成 30 年度 療養費頻度調査』から

はり・きゅう療養費 都道府県別支給状況



調査は、全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における平成 30 年 10 月の 1 カ月間に行われた施術に係る療養費支給申請書が対象。支給申請書のうち、全国健康保険協会管掌健康保険で 6 分の 1、国民健康保険で 10 分の 1、後期高齢者医療制度で 10 分の 1 の割合で抽出している。1 件当たりの平均支給額は約 11,670 円。

◆はり・きゅう療養費 都道府県別支給状況

都道府県	平成 30 年度			平成 29 年度 の金額(円)	増減比率 (%)(※)
	件数	金額(円)	構成比 (%)		
北海道	2,057	20,446,820	8.96	19,433,010	5
青森	33	390,440	0.14	368,590	6
岩手	151	1,658,480	0.66	884,450	88
東京	2,016	23,828,980	8.78	24,853,190	△ 4
神奈川	1,249	14,446,240	5.44	13,586,620	6
長野	330	2,670,540	1.44	2,278,500	17
愛知	2,273	23,594,910	9.90	22,437,900	5
大阪	5,838	85,122,480	25.42	81,001,220	5
兵庫	956	11,623,340	4.16	13,137,400	△ 12
広島	924	9,320,150	4.02	8,530,600	9
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計	22,965	268,004,410	100	257,030,440	4

※ 小数点以下四捨五入

7億円減、件数も減少

柔整 協会けんぽ 平成 30 年度報告



◆柔整療養費の推移

※ カッコ内は前年度比増減率

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数(単位:件)	14,481,056 (2.3%)	15,000,090 (3.6%)	15,163,168 (1.1%)	15,266,258 (0.7%)	15,232,318 (▲0.2%)
支給額	649 億円 (2.7%)	671 億円 (3.3%)	672 億円 (0.2%)	667 億円 (▲0.8%)	660 億円 (▲1.1%)
1 件当たりの 支給額	4,484 円 (0.4%)	4,473 円 (▲0.2%)	4,432 円 (▲0.9%)	4,369 円 (▲1.4%)	4,332 円 (▲0.9%)

気になっている方もいるのでは？

治療院でのキャッシュレス決済

QR 決済サービスの拡大や消費増税に合わせて急速に広まった『**キャッシュレス決済**』。テレビなど、メディアで取り上げられているところを目にした方も多いのではないのでしょうか。キャッシュレス、つまり現金を介さずに支払いを済ませる電子決済のことで、主に『**クレジットカード**』、『**電子マネー**』、『**QRコード**』に分けられます。スマホをピッとタッチしてお買い物を済ませる方、コンビニなどで見かけることも多くなってきましたね。経済産業省の発表によると、2016年の調査時点ではキャッシュレス比率は20%弱にとどまっているようですが、今後増加していくものと見込まれます。

- ◆ カード決済 ⇒VISA、Mastercard、JCB、American Express …等々
- ◆ 電子マネー ⇒Suica、Kitaca、SAPICA などの交通系、iD …等々
- ◆ QRコード ⇒PayPay、LINE Pay …等々

特に電子マネーや QR コードは、少額の買い物をスムーズに済ませたいときに利用されることが多く、最近だと飲食業界での広まりが多いイメージですが、実は**医療機関などでも徐々にキャッシュレス決済は広まりつつある**ようです。自費治療の場合はもちろんですが、保険請求においても、一部負担金に関してであればキャッシュレス決済でも問題ありません。

治療院を経営されているところも、出張専門の先生方も、金銭管理について大変な思いをされていることかと思えます。この機会に導入を検討してみたいはいかがでしょうか。

○キャッシュレス決済のメリット○

- ★窓口でのスムーズな支払い
- ★現金・未収金管理コストの削減
- ★訪日外国人への対応も可能



※ちなみに… キャッシュレス・消費者還元制度（消費者へ5%還元・決済手数料の補助・端末導入料金の補助。来年6月まで）が国主導のもと推進されていますが、制度の『**補助の対象外となる事業者**』の一覧の中に、『**保険医療機関**、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者』との記載がありますので、保険取り扱いをされている治療院は**この制度への登録申請はできません**ので、ご注意ください。



…… 第 13 支部 室蘭市 西江 須美先生より

● 毎日の 仕事の手順つつがなく
こなせしことを 幸せと思う

● ラジオから 103 歳のとこやさん
鉞持つ我も まだまだやれる

103 歳の床屋さんについて調べてみたところ、栃木県になんと現役で理容師をされている、**箱石さん**という女性がいらっしゃるそうです。80 年以上使い続けているハサミで、髪を切り揃え、丁寧に顔剃りも行うその手に震えは全く無いとのこと。テレビで見る職人さんなどもそうですが、技術を持った方というのは本当にお元気な方が多くて、素敵です。暇があれば流行りの髪型の研究も欠かさないというその姿勢も、健康長寿の秘訣なのかもしれませんね。



↑ 光る杖『リズムスティック』を持って、森の中を歩きます

昼間の森の様子 → 真っ暗な状態だと全く周りが見えず、普段電気の明かりにどれだけ依存しているかを実感できました



旅の空から

事務局横島が、8 月末頃に阿寒湖へ行ってきました。夏盛りとは思えないほどの、涼しい気候も大変心地よかったです。一番の目的は、期間限定で開催されている『カムイルミナ』でした。日没後の真っ暗な阿寒湖畔にて、アイヌの神々の物語をベースに、デジタルアートを駆使した映像や光が映し出された神秘的な森の中を 1 時間ほど歩き続ける、体験型ウォークイベントなのですが… 当日、まさかの土砂降り…。『リズムスティック』という唯一の光源を手に、月の光も届かない森の中を歩くのは、神秘的どころかサバイバル。それでも、雨に霞むデジタルアートの美しさは、息をのむほどでした。

『カムイルミナ』は、11 月 17 日まで開催されています。アイヌシアター『イコロ』で行われている公演も大変素晴らしいものでしたので興味がある方は、是非訪れて体験してみたいかでしょうか。

偶然出会った野生のシカ →



北極星 次号は、1 月発行予定です。
よろしく願いいたします。



発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-37 コナツ南 1 条ビル 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>